

県の取組み①

職員対応要領

障害者差別解消法第10条第1項に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に即して、法第7条に規定する事項に関し、福井県の職員（教育委員会、警察本部は除く。）が適切に対応するために必要な事項を定めたもの。 ※教育委員会、警察本部は別途対応要領を策定。

職員対応要領の職員への周知については、新規採用職員等における研修において実施しており、今後も継続的に行っていく。

相談体制

○職員対応要領の中で相談体制、丁寧な対応等について規定

（参考）福井県における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領（抜粋）

第6条 職員が、障害を理由とする差別に関する障害者およびその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、次のとおり体制を整備する。

- 一 各所属は、障害のある人の性別、年齢、状態等に配慮して丁寧に対応するとともに、事実確認をした上で、相談対象事案があると認めるときは、速やかに是正措置および再発防止策等を採用するものとする。
- 二 各所属の職員は相談内容を所属長に報告し、各所属において相談記録を保管する。

⇒所属、所属に属する職員から不当な差別的取扱いを受けた場合等：原則、その所属が相談対応

○民間事業者等から不当な差別的取扱いを受けた場合等：県障害福祉課をはじめ各関係機関が相談対応

○県では、半期ごとに相談内容の集約を図る。

県庁だけではなく、国、市町等からも集約することとする。

県の取組み②

普及・啓発

<これまでの取組み>

- 県職員、市町職員への研修
- 障害福祉サービス事業者への説明
- 障害者団体への説明
- 県内の企業への周知（リーフレットの配布等）
- 飲食店への説明
- 新聞への掲載

<今後の取組み>

- 民間事業者への周知（各種会合等での説明やリーフレットの配布等）
- 障害者週間におけるTVスポットによる啓発